

## きょうだいに対する遺留分減殺（侵害額）請求

## 相続

## 事案の概要

70代 女性

母が亡くなったあとに、妹に対して全財産を相続させる旨の公正証書遺言書が見つかりました。

相談者は、司法書士を通じて妹に対して遺留分の請求を行ったものの、一切の返還を受けることもできず、どうしたものかと相談に來られました。

## 解決結果

遺産の評価額は3,000万円超でした。

少なく見積もって、400万円は支払ってほしいという希望の元、相手方と交渉し、200万円を2回に分けて支払ってもらうという内容で合意が成立し、無事に回収に至りました。

## 担当弁護士からひとこと

相手方としては、遺産の大部分が不動産であり、400万円もの現金は手元にないという主張を繰り返していました。

また遺言書にはすべて自分が取得できる旨の記載があるのに、どうして渡す必要があるのかを受け入れられない様子でした。

事務所で直接交渉し、遺留分という制度の説明や、場合によっては遺言書事態の有効性を争わざる得なくなる旨をお伝えし、合意頂くことができました。